

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月10日提出
【発行者名】	S O M P Oアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 力
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【電話番号】	03-5290-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	好配当グリーン・バランス・オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	募集額 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

好配当グリーン・バランス・オープン

ただし、愛称として「みどりのふたば」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるS O M P O アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日^１の翌営業日の基準価額^２とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

１ 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

２ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができ、ほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■ 委託会社の照会先

S O M P O アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間 2025年6月11日から2025年12月10日までです。

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

■委託会社の照会先

S O M P O アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載

の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」および「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（ ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回（隔月）	北米 欧州 アジア		
債券	年12回	オセアニア		

一般 公債	（毎月） 日々	中南米 アフリカ		
社債	その他 （ ）	中近東 （中東） エマージング		
その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信				
その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券）（資産 配分固定型）））				
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注１）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注２）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

（注３）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<当ファンドの属性区分の定義>

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券） （資産配分固定型）））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式および債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年６回（隔月）	目論見書又は信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

ファンドの目的

日本の株式および日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

● ファンドの特色

1 日本^①の株式および日本を除く世界各国の公社債に投資します。

- 主に日本の株式と外国の債券に概ね50%ずつ分散投資をします。

<資産配分比率のイメージ>



※資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 環境問題に積極的に取り組んでいる日本の企業の株式に投資します。

- 当ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素とする「ESG投信」です。
 - ・SOMPOアセットマネジメントでは、バランス型ファンドについては、運用資産のうち概ね50%以上がESGポジティブ・スクリーニングの対象となっている運用商品を「ESG投信」としています。
 - ・ESGポジティブ・スクリーニングとは、調査対象とする企業をESGの観点から評価し、評価の高い企業を投資候補銘柄として選定する手法です。
- 当ファンドで投資している株式は、全てESGポジティブ・スクリーニングの手法で選定された銘柄のため、株式のうちESGを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は100%になります。

ポイント1：環境問題に積極的に取り組んでいる日本の企業が投資対象です。

- ・SOMPOリスクマネジメント®が、『企業の環境問題への取り組み』について調査・分析を行います。
- ・環境経営分析では、「環境マネジメント」、「環境コミュニケーション」、「環境パフォーマンス」の3つのカテゴリーで構成するアンケート調査を毎年実施しています。
- ・アンケート結果をもとに、ヒアリング調査や公開情報も考慮したうえで環境ランクを付与し、ランク上位約400銘柄を投資候補銘柄群（ESGポジティブ・スクリーニングの手法を使った投資候補銘柄群）としています。
- ・また、企業の不祥事情報を日々モニタリングしており、不祥事の程度により環境ランクのダウンや投資候補銘柄群から除外するなどの判断を行っています。

※SOMPOリスクマネジメントは、SOMPOグループ傘下の企業で、リスクコンサルティング事業等を行っています。



上図は委託会社の考えに基づき記載したものです。

ポイント2：相対的に「割安」と判断される銘柄を中心に投資します。

独自の投資価値分析に基づき、「投資価値」と「市場価格」を比較し割安度を判断します。
「投資価値」とは、委託会社が理論的に算出した「適正株価」のことです。
市場の株価は、マーケットの環境や需給の影響などを受けて変動するため、「投資価値(適正株価)」から乖離することがあります。

ポイント3：好配当利回り銘柄にも着目します。

ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。
ポートフォリオ全体の予想配当利回りが市場平均を上回ることを目指します。

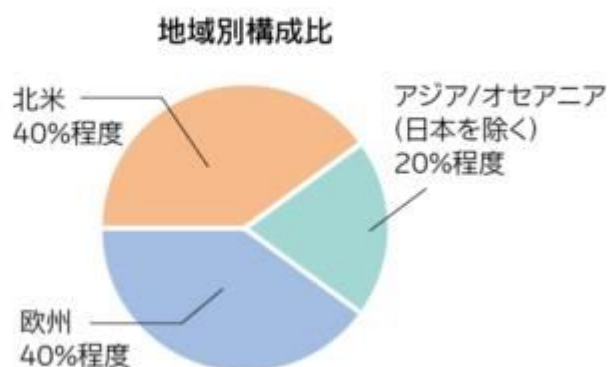
当社独自の分析に基づき銘柄選択を行いますので、銘柄選択のリスクを伴います。

3

主として北米(米国、カナダ)、欧州、アジア／オセアニア(日本を除く)の国債、州政府債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等に分散投資します。

- 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ポイント1：北米(米国・カナダ)、欧州、アジア・オセアニア(日本を除く)が主な投資対象です。



※市場動向等によっては、上記構成比が大きく変動することがあります。

ポイント2：投資対象国の中で相対的に金利が高い国への比重を高めます。

ただし、各国の信用リスク、流動性リスク、市場規模等も考慮します。

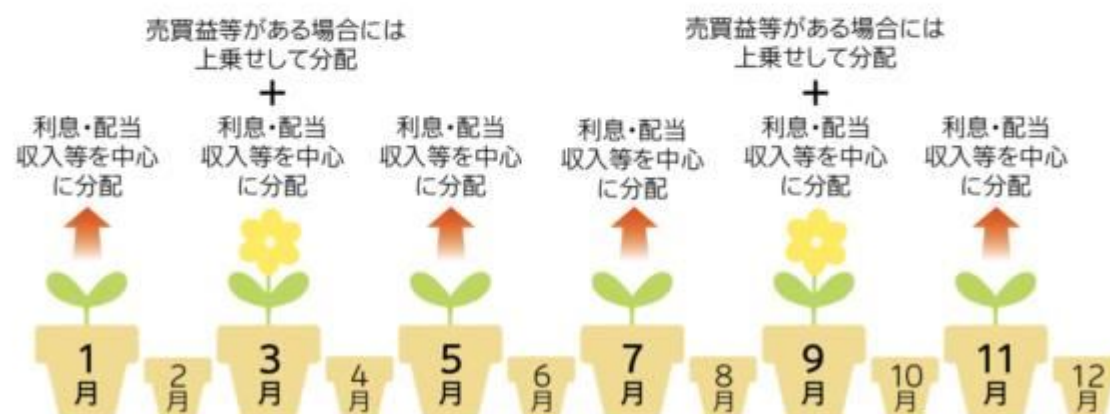
各国の投資比率については、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、上記の各地域の中で相対的に金利が高い国への比重を高め、ポートフォリオを構築します。



4 利息・配当収入等、売買益(評価損益を含みます。)等を原資として分配します。*

- 年6回(原則、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各11日)決算を行います。
- 毎決算日に委託会社が利息・配当収入等を中心に安定分配を行い、毎年3月、9月の決算時には売買益(評価損益を含みます。)等を上乗せして分配することを基本方針とします。

<収益分配のイメージ>



※基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<スチュワードシップ方針>

- ・当社は創業以来、自主運用においてアクティブ運用に特化した事業展開を行ってきました。長期的視点を持つ当社のアクティブ運用手法はスチュワードシップの精神と高い親和性があり、企業のESG情報は運用パフォーマンスに直結する極めて重要な要素として評価しています。良質なアクティブ運用を提供することを通じて、お客さまに対する受託者責任を果たしながら、投資先企業やその先にある社会・経済全体の持続的発展に貢献します。
- ・当社の「責任ある投資家としての考え方と行動方針」や「日本版スチュワードシップ・コード対応方針」、活動報告は当社のホームページをご参照ください。

(<https://www.sompo-am.co.jp/institutional/responsible.html>)

(<https://www.sompo-am.co.jp/institutional/stewardship.html>)

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

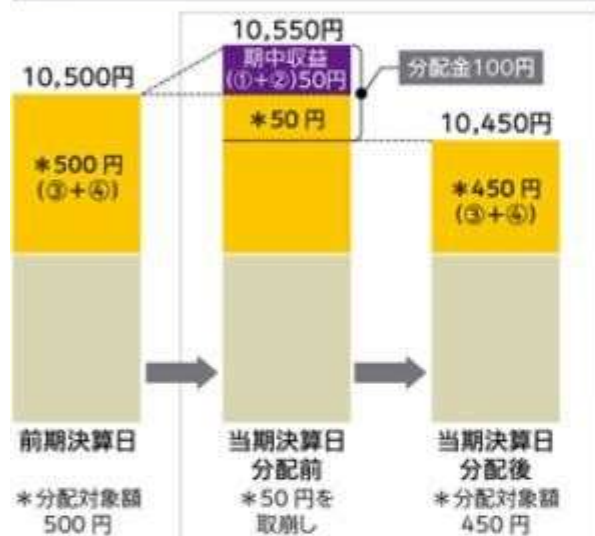
分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

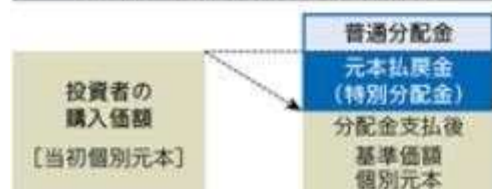
分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

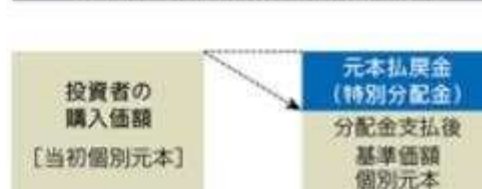
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が
元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が
元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金） 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

2008年4月18日

信託契約締結、設定、運用開始

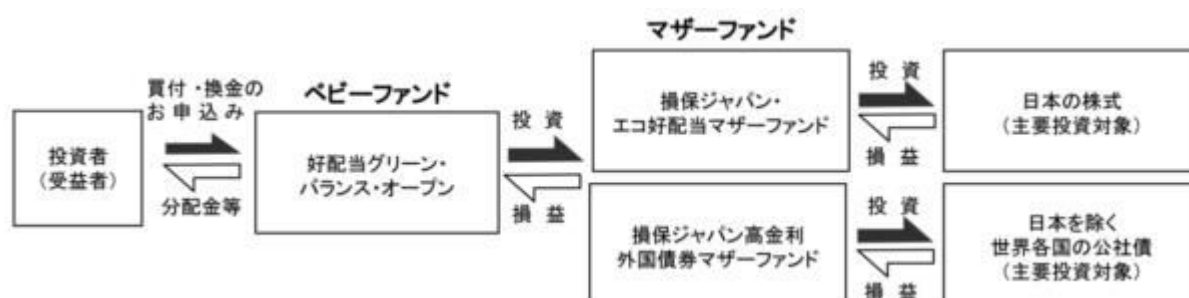
2024年6月11日

ファンドの名称を「イオン好配当グリーン・バランス・オープン」から
「好配当グリーン・バランス・オープン」に変更

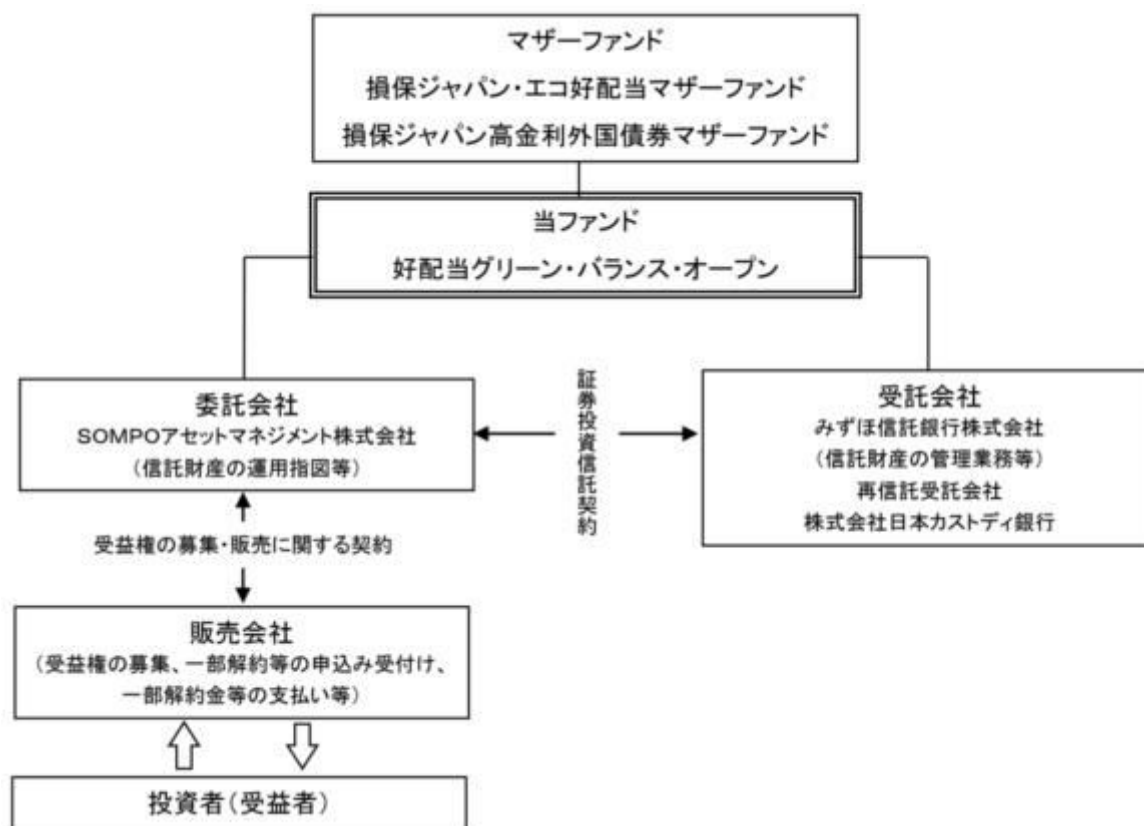
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

（ ）委託会社または委託者：SOMPOアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 （2025年3月末現在）

() 委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	S O M P Oアセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況（2025年3月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
S O M P Oホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b．運用方針

投資対象

「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」および「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」および「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本の株式および日本を除く世界各国の公社債に投資します。
 - () 「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」は、環境問題への取組状況を基に信用リスクや流動性リスク等を勘案して絞られた投資候補銘柄について当社独自の調査分析に基づいて算出した理論的株価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に投資することを基本とします。なお、ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。
 - () 「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」は、主として北米（米国、カナダ）、欧州、アジア／オセアニア（日本を除く）の国債、州政府債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等に分散投資します。投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。各国の投資比率については、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、上記の各地域の中で相対的に金利が高い国への比重を高め、ポートフォリオを構築します。
 - () 各マザーファンドの受益証券の組入比率は、下記の資産配分比率を基準とします。

「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」	50%
「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」	50%
 - () 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (2) 【投資対象】
- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
 - () 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主としてS O M P O アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」および「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

（運用体制）

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

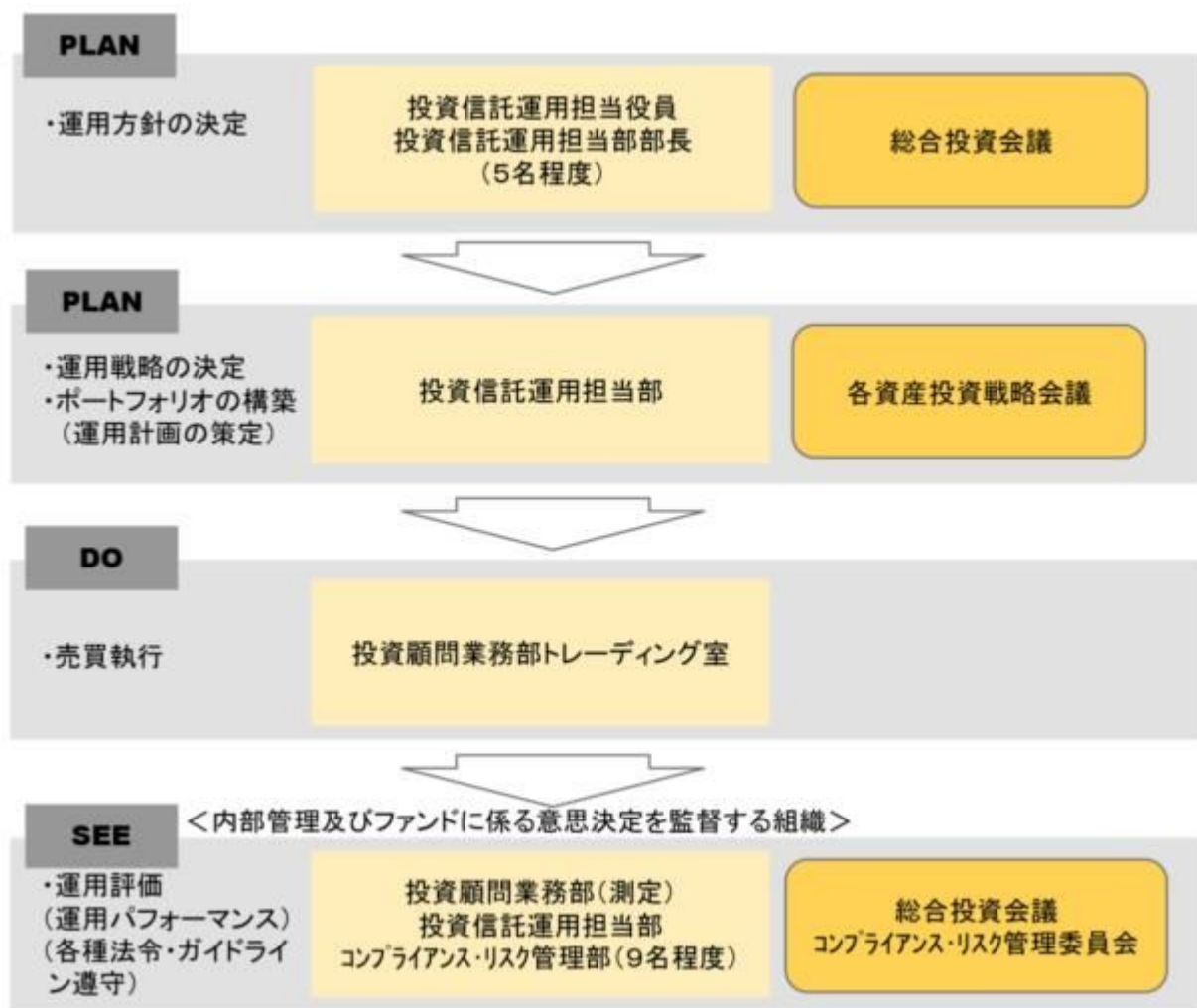
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2025年3月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月の各11日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。原則として、利子、配当収入等を中心に安定分配を行い、毎年3月、9月の決算時には売買益（評価損益を含みます）

を上乗せして分配することを基本方針とします。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

決算期におけるファンドの運用成果をもとに、分配を行うことを目指すファンドです。

運用成果には、インカム収入とキャピタルゲイン・ロスの両方を考慮します。

インカム収入とは債券の利子収入や株式の配当収入等、キャピタルゲイン・ロスとは値上がり益・値下がり損をいいます。

・ファンドに蓄積された過去の運用成果（分配原資）を加味する場合があります。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（損保ジャパン・エコ好配マザーファンドおよび損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

投資する株式等の範囲

（ ） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品

取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ん。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

- () 前記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

す。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

21 資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

22 受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、環境問題への取組状況を基に信用リスクや流動性リスク等を勘案して絞られた投資候補銘柄について当社独自の調査分析に基づいて算出した理論的株価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に投資することを基本に、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該

新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として北米（米国、カナダ）、欧州、アジア／オセアニア（日本を除く）の国債、州政府債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等に分散投資します。

投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。

各国の投資比率については、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、上記の各地域の中で相対的に金利が高い国への比重を高め、ポートフォリオを構築します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない

ことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

株式や公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。また、一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式や公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下

落する要因となります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドは委託会社によるESG評価により投資候補銘柄群を絞り込んでいるため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、ファンドの基準価額と株式市場全体の変動が大きく異なる場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

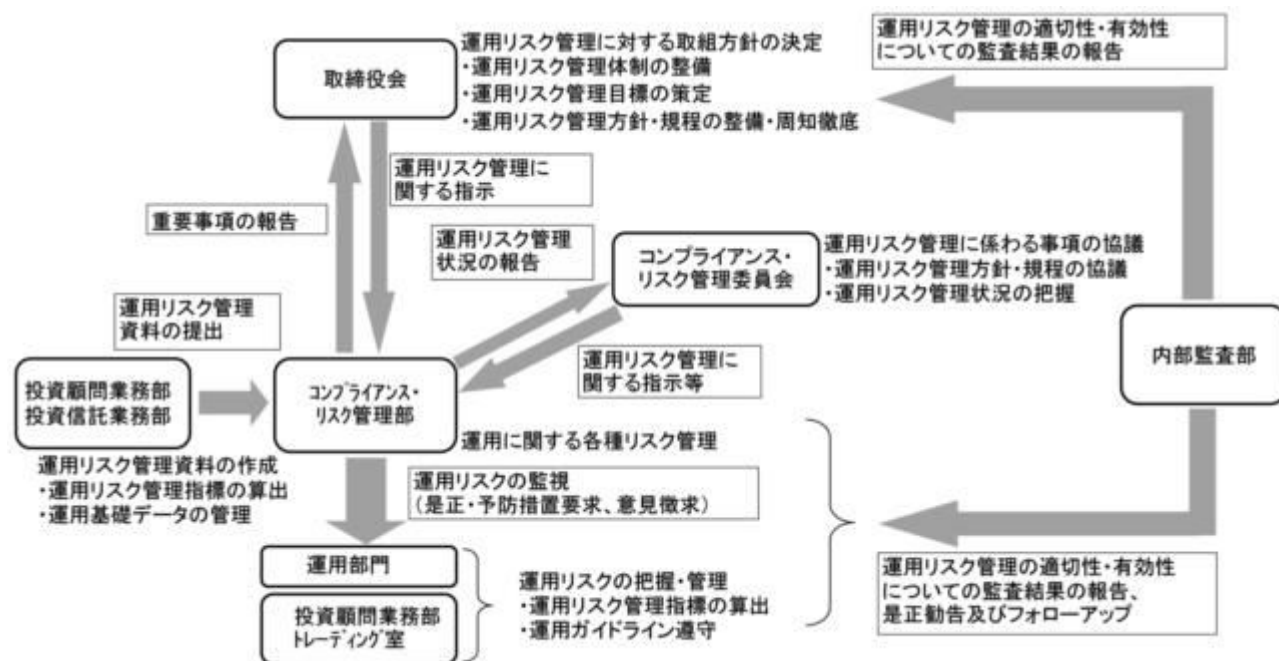
<お申込時>

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

< リスクの管理体制 >



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

（注）上図は、2025年3月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み) 日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。	先進国株:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。	日本国債:NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。	新興国債:J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2%

（３）【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.397%（税抜1.27%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.60%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.07%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取

引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

（注２） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱い

が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.43%	1.40%	0.03%

※対象期間は2024年9月12日から2025年3月11日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

好配当グリーン・バランス・オープン

2025年3月31日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,227,564,081	99.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	10,298,911	0.83
純資産総額		1,237,862,992	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

2025年3月31日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,105,380,350	97.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	30,896,803	2.72
純資産総額		1,136,277,153	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド

2025年3月31日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	234,705,978	37.72

	イギリス	157,504,363	25.31
	オーストラリア	115,994,162	18.64
	ポーランド	70,827,216	11.38
		579,031,719	93.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	43,171,915	6.94
純資産総額		622,203,634	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

好配当グリーン・バランス・オープン

2025年3月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン高金利外国債券マ ザーファンド	369,483,752	1.6481	608,970,642	1.6840	622,210,638	50.26
2	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン・エコ好配当マザー ファンド	158,018,597	3.8180	603,315,003	3.8309	605,353,443	48.90

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.17
合計	99.17

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

2025年3月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	村田製作所	電気機器	14,800	2,792.50	41,329,000	2,305.50	34,121,400	3.00
2	日本	株式	ニデック	電気機器	13,000	3,012.22	39,158,975	2,492.00	32,396,000	2.85
3	日本	株式	三菱地所	不動産業	12,500	2,344.39	29,304,917	2,432.00	30,400,000	2.68
4	日本	株式	マキタ	機械	5,800	4,946.34	28,688,772	4,925.00	28,565,000	2.51
5	日本	株式	めぶきフィナンシャル グループ	銀行業	39,000	570.41	22,246,297	725.70	28,302,300	2.49
6	日本	株式	三井住友トラストグ ループ	銀行業	7,000	3,413.00	23,891,000	3,720.00	26,040,000	2.29
7	日本	株式	花王	化学	4,000	6,756.92	27,027,707	6,473.00	25,892,000	2.28
8	日本	株式	オムロン	電気機器	5,900	6,262.59	36,949,336	4,212.00	24,850,800	2.19
9	日本	株式	森永乳業	食料品	7,400	3,543.04	26,218,512	3,115.00	23,051,000	2.03
10	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,400	19,635.00	27,489,000	16,140.00	22,596,000	1.99

11	日本	株式	サワイグループホールディングス	医薬品	11,300	2,119.28	23,947,971	1,981.50	22,390,950	1.97
12	日本	株式	SUMCO	金属製品	22,100	1,470.12	32,489,797	1,007.50	22,265,750	1.96
13	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	6,200	3,330.00	20,646,000	3,383.00	20,974,600	1.85
14	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	15,400	1,525.89	23,498,857	1,342.50	20,674,500	1.82
15	日本	株式	クボタ	機械	11,200	2,007.99	22,489,557	1,831.00	20,507,200	1.80
16	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	6,000	3,495.00	20,970,000	3,236.00	19,416,000	1.71
17	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	9,500	1,514.58	14,388,510	2,011.00	19,104,500	1.68
18	日本	株式	太陽誘電	電気機器	7,600	2,729.66	20,745,431	2,467.00	18,749,200	1.65
19	日本	株式	日産化学	化学	4,200	5,166.90	21,701,016	4,444.00	18,664,800	1.64
20	日本	株式	ひろぎんホールディングス	銀行業	15,400	1,142.27	17,591,014	1,211.50	18,657,100	1.64
21	日本	株式	ジェイテクト	機械	16,400	1,041.23	17,076,296	1,127.50	18,491,000	1.63
22	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	8,900	2,186.91	19,463,522	2,077.50	18,489,750	1.63
23	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	6,800	2,753.94	18,726,831	2,616.00	17,788,800	1.57
24	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	122,700	148.72	18,248,810	144.70	17,754,690	1.56
25	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	9,000	1,685.47	15,169,253	1,912.00	17,208,000	1.51
26	日本	株式	マブチモーター	電気機器	7,500	2,252.27	16,892,073	2,291.00	17,182,500	1.51
27	日本	株式	八十二銀行	銀行業	16,200	927.35	15,023,201	1,056.00	17,107,200	1.51
28	日本	株式	千葉銀行	銀行業	11,600	1,142.96	13,258,384	1,399.00	16,228,400	1.43
29	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,100	3,093.00	12,681,300	3,795.00	15,559,500	1.37
30	日本	株式	東レ	繊維製品	15,000	855.71	12,835,650	1,016.00	15,240,000	1.34

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2025年3月31日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.80
		食料品	5.17
		繊維製品	1.72
		パルプ・紙	1.50
		化学	11.32
		医薬品	3.52
		ゴム製品	0.58
		金属製品	2.35
		機械	10.12
		電気機器	18.33
		輸送用機器	7.94
		その他製品	0.87
		電気・ガス業	1.85
		陸運業	2.01

	情報・通信業	4.10
	卸売業	1.01
	小売業	2.30
	銀行業	14.82
	不動産業	2.68
	サービス業	1.28
合計		97.28

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド

2025年3月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（％）	償還日	投資 比率 （％）
1	アメリカ	国債証券	Treasury 6.25 300515	640,000	16,293.25	104,276,825	16,498.59	105,591,022	6.2500000	2030/5/15	16.97
2	イギリス	国債証券	UK GILT 4.5 340907	530,000	19,569.97	103,720,883	19,195.86	101,738,099	4.5000000	2034/9/7	16.35
3	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA 3.75 370421	1,050,000	8,613.76	90,444,480	8,674.37	91,080,892	3.7500000	2037/4/21	14.64
4	アメリカ	国債証券	Treasury 4.125 321115	560,000	14,706.10	82,354,213	14,933.31	83,626,536	4.1250000	2032/11/15	13.44
5	ポーランド	国債証券	POLAND 5.75 290425	1,800,000	3,970.08	71,461,469	3,934.84	70,827,216	5.7500000	2029/4/25	11.38
6	イギリス	国債証券	UK GILT 6.0 281207	270,000	20,725.17	55,957,966	20,654.17	55,766,264	6.0000000	2028/12/7	8.96
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA 4.75 270421	260,000	9,540.02	24,804,058	9,582.02	24,913,270	4.7500000	2027/4/21	4.00
8	アメリカ	国債証券	Treasury 4.625 400215	160,000	15,035.52	24,056,833	15,177.44	24,283,915	4.6250000	2040/2/15	3.90
9	アメリカ	国債証券	Treasury 3.625 530515	170,000	12,546.24	21,328,619	12,473.23	21,204,505	3.6250000	2053/5/15	3.41

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	93.06
合計	93.06

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

好配当グリーン・バランス・オープン

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

好配当グリーン・バランス・オープン
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

好配当グリーン・バランス・オープン

直近日（2025年3月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15特定期間末	(2015年 9月11日)	327,816,712	343,088,483	1.0733	1.1233
第16特定期間末	(2016年 3月11日)	420,550,314	421,803,764	1.0065	1.0095
第17特定期間末	(2016年 9月12日)	432,914,256	434,272,923	0.9559	0.9589
第18特定期間末	(2017年 3月13日)	462,514,672	475,648,655	1.0565	1.0865
第19特定期間末	(2017年 9月11日)	534,088,357	549,534,555	1.0373	1.0673
第20特定期間末	(2018年 3月12日)	640,817,619	647,044,232	1.0292	1.0392
第21特定期間末	(2018年 9月11日)	703,924,879	710,817,877	1.0212	1.0312
第22特定期間末	(2019年 3月11日)	753,810,076	756,077,920	0.9972	1.0002
第23特定期間末	(2019年 9月11日)	777,449,279	779,854,167	0.9698	0.9728
第24特定期間末	(2020年 3月11日)	722,017,919	724,475,426	0.8814	0.8844
第25特定期間末	(2020年 9月11日)	808,408,720	811,011,333	0.9318	0.9348
第26特定期間末	(2021年 3月11日)	843,743,599	846,203,213	1.0291	1.0321
第27特定期間末	(2021年 9月13日)	844,448,336	852,497,519	1.0491	1.0591
第28特定期間末	(2022年 3月11日)	824,651,898	827,163,203	0.9851	0.9881
第29特定期間末	(2022年 9月12日)	944,521,780	953,353,898	1.0694	1.0794
第30特定期間末	(2023年 3月13日)	995,418,652	1,004,835,263	1.0571	1.0671
第31特定期間末	(2023年 9月11日)	1,249,206,274	1,259,691,107	1.1914	1.2014
第32特定期間末	(2024年 3月11日)	1,275,962,263	1,286,135,491	1.2542	1.2642
第33特定期間末	(2024年 9月11日)	1,247,730,166	1,262,966,009	1.2284	1.2434
第34特定期間末	(2025年 3月11日)	1,216,509,437	1,231,429,281	1.2230	1.2380
2024年 3月末日		1,324,140,137	—	1.2968	—
4月末日		1,339,601,932	—	1.3142	—
5月末日		1,342,704,923	—	1.3208	—

6月末日	1,367,789,237	—	1.3438	—
7月末日	1,346,423,668	—	1.3226	—
8月末日	1,306,591,477	—	1.2822	—
9月末日	1,302,899,154	—	1.2659	—
10月末日	1,314,207,956	—	1.2799	—
11月末日	1,271,054,095	—	1.2500	—
12月末日	1,298,176,012	—	1.2849	—
2025年 1月末日	1,268,060,637	—	1.2622	—
2月末日	1,235,370,480	—	1.2375	—
3月末日	1,237,862,992	—	1.2374	—

【分配の推移】

好配当グリーン・バランス・オープン

	1口当たりの分配金（円）
第15特定期間	0.0560
第16特定期間	0.0090
第17特定期間	0.0090
第18特定期間	0.0360
第19特定期間	0.0360
第20特定期間	0.0160
第21特定期間	0.0160
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0090
第24特定期間	0.0090
第25特定期間	0.0090
第26特定期間	0.0090
第27特定期間	0.0160
第28特定期間	0.0090
第29特定期間	0.0160
第30特定期間	0.0160
第31特定期間	0.0160
第32特定期間	0.0160
第33特定期間	0.0230
第34特定期間	0.0250

【収益率の推移】

好配当グリーン・バランス・オープン

	収益率（％）
第15特定期間	0.2
第16特定期間	5.4
第17特定期間	4.1

第18特定期間	14.3
第19特定期間	1.6
第20特定期間	0.8
第21特定期間	0.8
第22特定期間	1.5
第23特定期間	1.8
第24特定期間	8.2
第25特定期間	6.7
第26特定期間	11.4
第27特定期間	3.5
第28特定期間	5.2
第29特定期間	10.2
第30特定期間	0.3
第31特定期間	14.2
第32特定期間	6.6
第33特定期間	0.2
第34特定期間	1.6

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

好配当グリーン・バランス・オープン

	設定口数	解約口数
第15特定期間	83,183,336	31,612,378
第16特定期間	134,848,696	22,467,255
第17特定期間	55,924,310	20,852,143
第18特定期間	45,765,570	60,855,177
第19特定期間	120,977,844	43,903,984
第20特定期間	149,795,768	42,007,752
第21特定期間	137,261,016	70,622,490
第22特定期間	108,507,428	41,859,020
第23特定期間	98,699,063	53,017,689
第24特定期間	100,733,697	83,194,208
第25特定期間	79,417,575	31,048,697
第26特定期間	72,145,991	119,812,620
第27特定期間	89,154,444	104,107,417
第28特定期間	81,326,437	49,143,015
第29特定期間	83,739,324	37,629,267
第30特定期間	114,118,727	55,669,470
第31特定期間	197,120,534	90,298,309
第32特定期間	161,246,624	192,407,091
第33特定期間	69,008,649	70,608,616

第34特定期間	55,834,104	76,900,687
---------	------------	------------

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

参考情報

基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産の推移 2015/03/31～2025/03/31



- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

2024年07月	50円
2024年09月	150円
2024年11月	50円
2025年01月	50円
2025年03月	150円
設定来累計	6,000円

● 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

● 好配当グリーン・バランス・オープン

資産別構成

資産の種類	純資産比
損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド	50.26%
損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド	48.90%
コール・ローン等	0.83%
合 計	100.00%

● 損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

資産別構成

資産の種類	純資産比
株式	97.28%
コール・ローン等	2.72%
合 計	100.00%

組入上位5業種

業 種	純資産比
1 電気機器	18.3%
2 銀行業	14.8%
3 化学	11.3%
4 機械	10.1%
5 輸送用機器	7.9%

組入上位10銘柄

銘 柄 名	業 種	純資産比
1 村田製作所	電気機器	3.0%
2 ニデック	電気機器	2.9%
3 三菱地所	不動産業	2.7%
4 マキタ	機械	2.5%
5 めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	2.5%
6 三井住友トラストグループ	銀行業	2.3%
7 花王	化学	2.3%
8 オムロン	電気機器	2.2%
9 森永乳業	食料品	2.0%
10 ダイキン工業	機械	2.0%
組入銘柄数		79銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

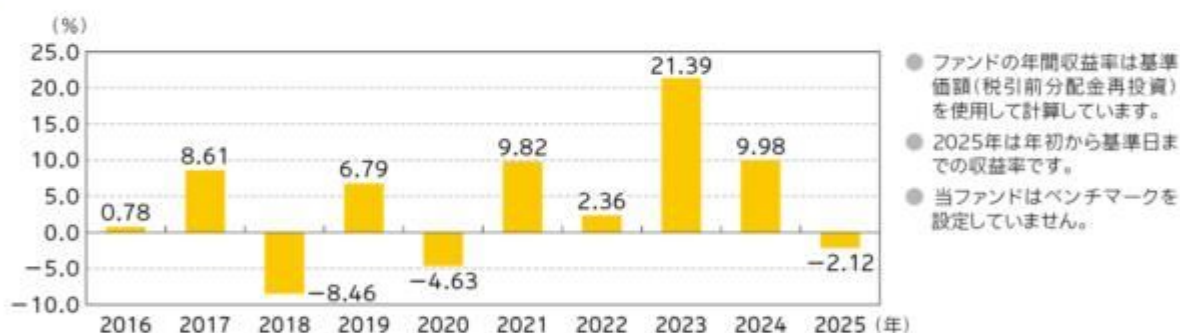
● 損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド

資産別構成		通貨別構成	
資産の種類	純資産比	通貨	純資産比
公社債	93.06%	アメリカ・ドル	37.7%
国債証券	93.06%	イギリス・ポンド	25.3%
コール・ローン等	6.94%	オーストラリア・ドル	18.6%
合 計	100.00%	ポーランド・ズロチ	11.4%
		コール・ローン等	6.9%
		合 計	100.0%

組入上位10銘柄

	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	Treasury 6.25 300515	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2030/05/15	17.0%
2	UK GILT 4.5 340907	イギリス	国債証券	イギリス・ポンド	2034/09/07	16.4%
3	AUSTRALIA 3.75 370421	オーストラリア	国債証券	オーストラリア・ドル	2037/04/21	14.6%
4	Treasury 4.125 321115	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2032/11/15	13.4%
5	POLAND 5.75 290425	ポーランド	国債証券	ポーランド・ズロチ	2029/04/25	11.4%
6	UK GILT 6.0 281207	イギリス	国債証券	イギリス・ポンド	2028/12/07	9.0%
7	AUSTRALIA 4.75 270421	オーストラリア	国債証券	オーストラリア・ドル	2027/04/21	4.0%
8	Treasury 4.625 400215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2040/02/15	3.9%
9	Treasury 3.625 530515	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2053/05/15	3.4%
組入銘柄数						9銘柄

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取

得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- （２） 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- （３） 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- （４） お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （５） お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （６） 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等

は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

（１） 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は、原則として午後３時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

（２） 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（３） 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第１ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

（４） 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

（５） 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（６） 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■ 委託会社の照会先

S O M P O アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第48条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

原則として毎年1月12日から3月11日、3月12日から5月11日、5月12日から7月11日、7月12日から9月11日、9月12日から11月11日および11月12日から翌年1月11日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- （ ） 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ） 委託会社は、前記（ ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由など

の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第49条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第49条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第49条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」

をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- () 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

運用状況に係る情報の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>
- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（１） 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。なお、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年9月12日から2025年3月11日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【好配当グリーン・バランス・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2024年9月11日現在	当 期 2025年3月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,629,909	32,522,355
親投資信託受益証券	1,235,684,893	1,202,235,645
未収利息	92	311
流動資産合計	1,266,314,894	1,234,758,311
資産合計	1,266,314,894	1,234,758,311
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,235,843	14,919,844
未払解約金	210,129	626,479
未払受託者報酬	171,826	147,946
未払委託者報酬	2,945,595	2,536,236
その他未払費用	21,335	18,369
流動負債合計	18,584,728	18,248,874
負債合計	18,584,728	18,248,874
純資産の部		
元本等		
元本	1,015,722,915	994,656,332
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	232,007,251	221,853,105
元本等合計	1,247,730,166	1,216,509,437
純資産合計	1,247,730,166	1,216,509,437
負債純資産合計	1,266,314,894	1,234,758,311

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期 自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	当 期 自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
営業収益		
受取利息	2,542	13,191
有価証券売買等損益	6,485,356	29,680,752
営業収益合計	6,487,898	29,693,943
営業費用		
受託者報酬	514,480	488,899
委託者報酬	8,819,585	8,381,073
その他費用	79,840	60,707
営業費用合計	9,413,905	8,930,679
営業利益又は営業損失（ ）	2,926,007	20,763,264
経常利益又は経常損失（ ）	2,926,007	20,763,264
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,926,007	20,763,264
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	117,722	646,184
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	258,639,381	232,007,251
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,722,549	14,090,039
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,722,549	14,090,039
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,185,618	19,304,469
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,185,618	19,304,469
分配金	23,360,776	25,056,796
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	232,007,251	221,853,105

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	前期 2024年9月11日現在	当期 2025年3月11日現在
１．受益権の総数	1,015,722,915口	994,656,332口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2284円 (12,284円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2230円 (12,230円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前 期 自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	当 期 自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
１．分配金の計算過程	（自2024年3月12日 至2024年5月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（12,444,008円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（48,575,671円）、信託約款に規定される収益調整金（333,688,520円）及び分配準備積立金（186,691,424円）より分配対象収益は581,399,623円（1万口当たり5,723.95円）であり、うち3,047,180円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年5月14日 至2024年7月11日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（6,757,405円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（54,606,288円）、信託約款に規定される収益調整金（338,788,454円）及び分配準備積立金（239,578,423円）より分配対象収益は639,730,570円（1万口当たり6,299.32円）であり、うち5,077,753円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2024年7月12日 至2024年9月11日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（2,186,442円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（344,393,162円）及び分配準備積立金（290,457,007円）より分配対象収益は637,036,611円（1万口当たり6,271.75円）であり、うち15,235,843円（1万口当たり150円）を分配金額としております。	（自2024年9月12日 至2024年11月11日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（11,715,096円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（353,571,838円）及び分配準備積立金（273,991,511円）より分配対象収益は639,278,445円（1万口当たり6,237.74円）であり、うち5,124,260円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2024年11月12日 至2025年1月14日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（3,933,244円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（350,448,043円）及び分配準備積立金（270,042,344円）より分配対象収益は624,423,631円（1万口当たり6,228.41円）であり、うち5,012,692円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2025年1月15日 至2025年3月11日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（1,901,883円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（352,204,325円）及び分配準備積立金（262,426,775円）より分配対象収益は616,532,983円（1万口当たり6,198.43円）であり、うち14,919,844円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	当 期 自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

項目	前 期 自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	当 期 自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2024年9月11日現在	当 期 2025年3月11日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前 期 2024年9月11日現在	当 期 2025年3月11日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前 期 自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	当 期 自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
期首元本額	1,017,322,882円	1,015,722,915円
期中追加設定元本額	69,008,649円	55,834,104円
期中一部解約元本額	70,608,616円	76,900,687円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前 期 2024年9月11日現在	当 期 2025年3月11日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	118,787,838	750,153

合計	118,787,838	750,153
----	-------------	---------

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年3月11日現在

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド	363,488,889	598,920,642	
	損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド	158,018,597	603,315,003	
合計		521,507,486	1,202,235,645	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

好配当グリーン・バランス・オープンの主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

貸借対照表

	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,063,038	14,753,789
株式	1,129,088,670	1,117,017,540
未収配当金	604,100	2,452,350
未収利息	15	141
流動資産合計	1,134,755,823	1,134,223,820
資産合計	1,134,755,823	1,134,223,820
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	310,295,076	297,072,377
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	824,460,747	837,151,443
元本等合計	1,134,755,823	1,134,223,820
純資産合計	1,134,755,823	1,134,223,820
負債純資産合計	1,134,755,823	1,134,223,820

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
1．受益権の総数	310,295,076口	297,072,377口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3.6570円 (36,570円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3.8180円 (38,180円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	314,111,662円	310,295,076円
同期中追加設定元本額	36,075,031円	24,259,337円
同期中一部解約元本額	39,891,617円	37,482,036円
元本の内訳*		
好配当グリーン・バランス・オープン	167,698,495円	158,018,597円
損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）	142,596,581円	139,053,780円
計	310,295,076円	297,072,377円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	5,455,109	35,299,105
合計	5,455,109	35,299,105

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2025年3月11日現在

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
鹿島建設	3,900	2,980.50	11,623,950	
エクシオグループ	4,800	1,725.50	8,282,400	
日揮ホールディングス	12,700	1,165.00	14,795,500	
大気社	1,400	4,435.00	6,209,000	
インフロニア・ホールディングス	4,000	1,181.50	4,726,000	
森永乳業	7,400	3,020.00	22,348,000	

アサヒグループホールディングス	9,000	1,875.50	16,879,500	
麒麟ホールディングス	8,900	2,073.50	18,454,150	
東洋紡	4,600	978.00	4,498,800	
東レ	20,200	1,006.00	20,321,200	
王子ホールディングス	9,400	622.80	5,854,320	
レンゴー	14,100	804.90	11,349,090	
旭化成	8,500	1,018.00	8,653,000	
日産化学	4,200	4,557.00	19,139,400	
東亜合成	7,000	1,397.50	9,782,500	
デンカ	3,300	2,150.50	7,096,650	
三井化学	4,000	3,459.00	13,836,000	
三菱ケミカルグループ	5,200	774.30	4,026,360	
日本ゼオン	4,000	1,498.00	5,992,000	
日本化薬	4,600	1,353.00	6,223,800	
花王	4,000	6,369.00	25,476,000	
a r t i e n c e	4,400	3,075.00	13,530,000	
アステラス製薬	8,200	1,446.00	11,857,200	
日本新薬	1,500	3,947.00	5,920,500	
サワイグループホールディングス	11,300	2,045.00	23,108,500	
ブリヂストン	1,100	5,936.00	6,529,600	
S U M C O	19,800	1,157.50	22,918,500	
リンナイ	1,300	3,442.00	4,474,600	
オーエスジー	5,600	1,712.00	9,587,200	
住友重機械工業	3,000	3,265.00	9,795,000	
クボタ	9,900	1,908.00	18,889,200	
ダイキン工業	1,400	17,180.00	24,052,000	
日本精工	10,300	652.50	6,720,750	
ジェイテクト	16,400	1,129.00	18,515,600	
マキタ	7,000	5,092.00	35,644,000	
ミネベアミツミ	1,300	2,291.00	2,978,300	
マブチモーター	7,500	2,342.00	17,565,000	
ニデック	13,000	2,644.50	34,378,500	
オムロン	5,900	4,590.00	27,081,000	
E I Z O	4,600	2,198.00	10,110,800	
アンリツ	8,200	1,343.50	11,016,700	
ヒロセ電機	700	17,415.00	12,190,500	
コーセル	7,500	1,037.00	7,777,500	
カシオ計算機	6,000	1,258.00	7,548,000	
ローム	1,500	1,558.00	2,337,000	
浜松ホトニクス	7,500	1,558.50	11,688,750	
京セラ	8,500	1,724.50	14,658,250	
太陽誘電	7,600	2,612.00	19,851,200	

村田製作所	14,800	2,602.00	38,509,600	
デンソー	5,300	1,953.50	10,353,550	
いすゞ自動車	2,800	1,949.50	5,458,600	
トヨタ自動車	5,900	2,754.50	16,251,550	
アイシン	9,200	1,770.50	16,288,600	
本田技研工業	15,400	1,450.00	22,330,000	
S U B A R U	2,500	2,904.00	7,260,000	
豊田合成	5,500	2,599.00	14,294,500	
リンテック	3,600	2,785.00	10,026,000	
大阪瓦斯	6,200	3,228.00	20,013,600	
東日本旅客鉄道	3,300	2,991.50	9,871,950	
ヤマトホールディングス	6,700	1,950.00	13,065,000	
大塚商会	6,000	3,253.00	19,518,000	
日本電信電話	122,700	147.60	18,110,520	
K D D I	2,000	4,810.00	9,620,000	
トラスコ中山	5,800	2,010.00	11,658,000	
ユナイテッドアローズ	4,700	2,109.00	9,912,300	
イズミ	4,200	3,163.00	13,284,600	
いよぎんホールディングス	6,700	1,562.00	10,465,400	
めぶきフィナンシャルグループ	39,000	631.20	24,616,800	
ゆうちょ銀行	4,600	1,491.00	6,858,600	
ひろぎんホールディングス	15,400	1,169.50	18,010,300	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,300	1,893.00	23,283,900	
三井住友トラストグループ	7,000	3,708.00	25,956,000	
三井住友フィナンシャルグループ	5,300	3,658.00	19,387,400	
千葉銀行	11,600	1,365.00	15,834,000	
八十二銀行	13,000	944.60	12,279,800	
みずほフィナンシャルグループ	4,100	3,962.00	16,244,200	
三菱地所	12,500	2,181.50	27,268,750	
H．Ｕ．グループホールディングス	5,300	2,772.50	14,694,250	
合計	689,600		1,117,017,540	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	7,208,966	5,138,029
コール・ローン	39,780,420	16,728,810
国債証券	568,622,404	567,634,666
未収利息	6,801,738	8,798,385
前払費用	-	620,452
流動資産合計	622,413,528	598,920,342
資産合計	622,413,528	598,920,342
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	378,710,981	363,488,889
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	243,702,547	235,431,453
元本等合計	622,413,528	598,920,342
純資産合計	622,413,528	598,920,342
負債純資産合計	622,413,528	598,920,342

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
1．受益権の総数	378,710,981口	363,488,889口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.6435円 (1万口当たり純資産額) (16,435円)	1口当たり純資産額 1.6477円 (1万口当たり純資産額) (16,477円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年3月12日 至 2024年9月11日	自 2024年9月12日 至 2025年3月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	391,231,931円	378,710,981円
同期中追加設定元本額	23,746,499円	5,067,050円
同期中一部解約元本額	36,267,449円	20,289,142円
元本の内訳＊		
好配当グリーン・バランス・オープン	378,710,981円	363,488,889円
計	378,710,981円	363,488,889円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年9月11日現在	2025年3月11日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	20,309,744	1,599,007
合計	20,309,744	1,599,007

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年3月11日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 3.625 530515	170,000	143,835.93	
		Treasury 4.125 321115	560,000	559,890.62	
		Treasury 4.625 400215	160,000	163,262.49	
		Treasury 6.25 300515	640,000	706,574.99	
	ドル 合計		1,530,000	1,573,564.03 (230,810,371)	
	ポンド	UK GILT 4.5 340907	530,000	527,258.31	
		UK GILT 6.0 281207	270,000	288,333.81	
	ポンド 合計		800,000	815,592.12 (154,171,378)	
	ポーランドズロチ	POLAND 5.75 290425	1,800,000	1,815,670.80	
	ポーランドズロチ 合計		1,800,000	1,815,670.80 (68,759,271)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.75 370421	1,050,000	972,153.00	
		AUSTRALIA 4.75 270421	260,000	264,880.20	
	オーストラリアドル 合計		1,310,000	1,237,033.20 (113,893,646)	
				567,634,666	

合計		(567,634,666)	
----	--	---------------	--

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
ドル	国債証券 4銘柄	38.54%	40.66%
ポンド	国債証券 2銘柄	25.74%	27.16%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	11.48%	12.11%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	19.02%	20.06%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

好配当グリーン・バランス・オープン

2025年3月31日現在

資産総額	1,238,973,154円
負債総額	1,110,162円
純資産総額（ - ）	1,237,862,992円
発行済数量	1,000,353,429口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.2374円

（参考）損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

2025年3月31日現在

資産総額	1,136,277,153円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	1,136,277,153円
発行済数量	296,611,540口
1単位当りの純資産額（ / ）	3.8309円

（参考）損保ジャパン高金利外国債券マザーファンド

2025年3月31日現在

資産総額	622,203,634円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	622,203,634円
発行済数量	369,483,752口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.6840円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換

該当事項はありません。

2．受益者名簿

作成しません。

3．受益者集会

開催しません。

4．受益者に対する特典

ありません。

5．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6．受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載

または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

11．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年3月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

（2）会社の機構（2025年3月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

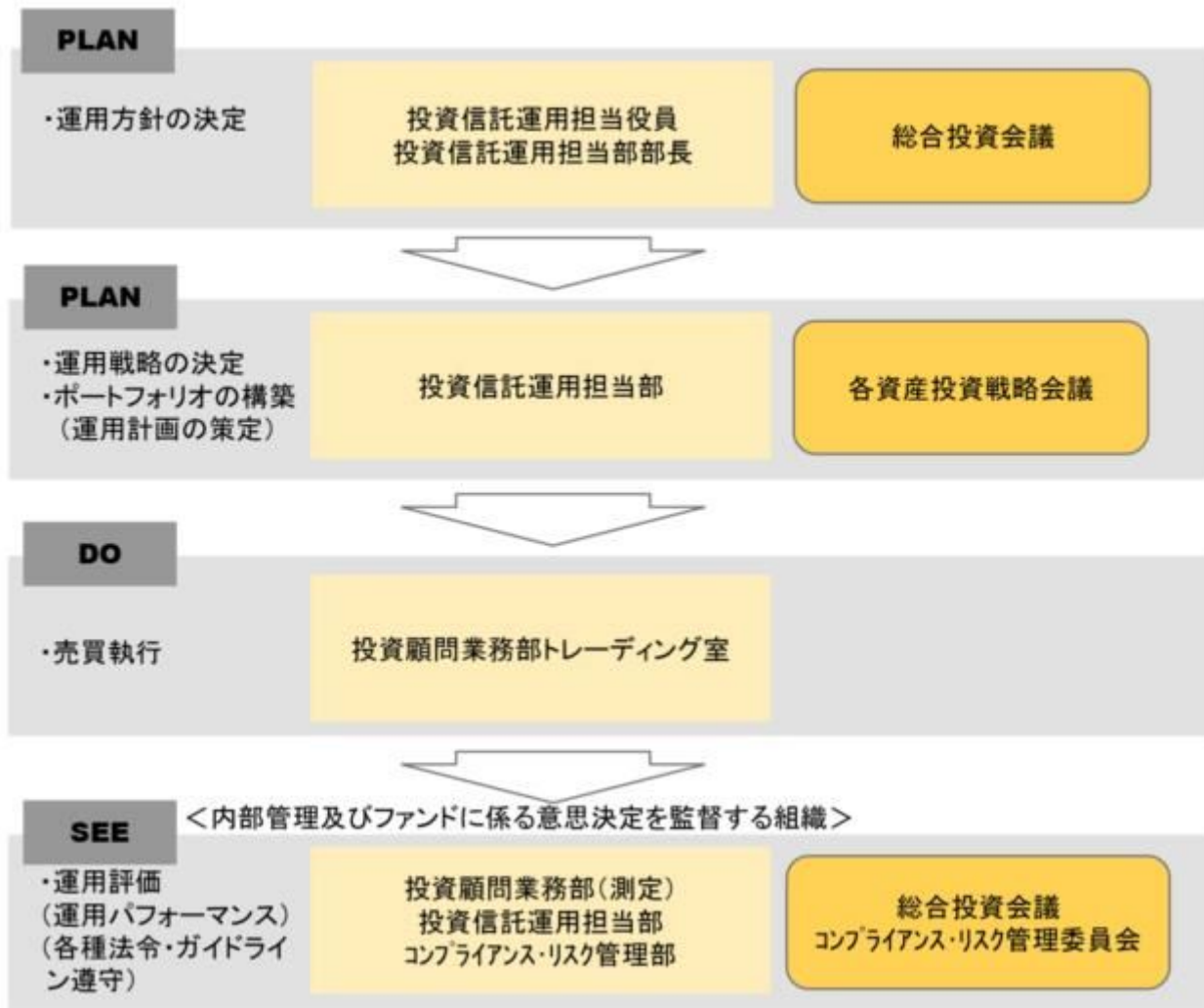
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2025年3月末現在、計301本（追加型株式投資信託177本、単位型株式投資信託90本、単位型公社債投資信託34本）であり、その純資産総額の合計は2,424,955百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるS O M P O アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに、同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			3,546,171		4,034,755
2 前払費用			101,203		112,742
3 未収委託者報酬			1,194,368		1,702,469
4 未収運用受託報酬			2,618,849		4,148,794
5 その他			3,043		2,289
流動資産合計			7,463,635		10,001,052
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	1		8,078		3,942
(2) 器具備品	1		73,225		43,412
有形固定資産合計			81,304		47,354
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			658,124		591,110
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			348,349		341,629
(4) その他			32		31
投資その他の資産合計			1,180,467		1,106,732
固定資産合計			1,266,307		1,158,622
資産合計			8,729,943		11,159,674

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			7,771		15,473
2 未払金					
(1) 未払配当金	2	770,000		1,150,000	
(2) 未払手数料		460,087		606,388	
(3) その他未払金	2	141,725	1,371,812	216,600	1,972,988
3 未払費用			1,873,823		2,951,081
4 未払消費税等			214,504		301,562
5 未払法人税等			262,245		526,818
6 賞与引当金			205,460		185,326
7 役員賞与引当金			6,600		8,100
流動負債合計			3,942,217		5,961,351
固定負債					
1 退職給付引当金			245,172		257,375
2 資産除去債務			9,422		9,582
固定負債合計			254,594		266,957
負債合計			4,196,812		6,228,309
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,544,383		2,875,330
利益剰余金合計			2,544,383		2,875,330
株主資本合計			4,507,664		4,838,610
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差 額金			25,466		92,755

評価・換算差額等合計			25,466		92,755
純資産合計			4,533,130		4,931,365
負債・純資産合計			8,729,943		11,159,674

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		6,268,013		8,333,682	
2 運用受託報酬		5,283,477	11,551,491	6,117,209	14,450,891
営業費用					
1 支払手数料		2,600,324		3,499,242	
2 広告宣伝費		25,984		14,970	
3 公告費		200		200	
4 調査費		3,945,034		5,246,032	
(1) 調査費		1,032,243		1,274,945	
(2) 委託調査費		2,909,783		3,968,103	
(3) 図書費		3,007		2,983	
5 営業雑経費		149,447		146,958	
(1) 通信費		13,489		13,473	
(2) 印刷費		115,724		111,483	
(3) 諸会費		20,233	6,720,990	22,001	8,907,404
一般管理費					
1 給料		1,754,897		1,780,148	
(1) 役員報酬		59,540		58,490	
(2) 給料・手当		1,460,378		1,479,591	
(3) 賞与		234,978		242,065	
2 福利厚生費		231,703		249,823	
3 交際費		10,365		15,575	
4 寄付金		1,300		1,330	
5 旅費交通費		29,102		35,906	
6 法人事業税		53,595		61,266	
7 租税公課		26,705		19,614	
8 不動産賃借料		221,573		221,404	
9 退職給付費用		87,487		91,397	
10 賞与引当金繰入		205,460		185,326	
11 役員賞与引当金繰入		6,600		8,100	
12 固定資産減価償却費		39,296		38,014	
13 諸経費		437,986	3,106,075	459,163	3,167,070
営業利益			1,724,425		2,376,417
営業外収益					
1 受取配当金		8,687		476	
2 受取利息		0		0	
3 有価証券償還益		3,726		-	
4 為替差益		11,910		9,754	
5 保険配当金		621		626	
6 雑益		2,493	27,439	2,615	13,473
営業外費用					
1 有価証券売却損		-		7,678	
2 有価証券償還損		-		278	
3 事務過誤費		9,164		228,515	
4 雑損		394	9,558	241	236,712
経常利益			1,742,306		2,153,177
特別損失					
1 有価証券評価損		4,032		-	
2 固定資産除却損	1	-	4,032	0	0
税引前当期純利益			1,738,274		2,153,177
法人税・住民税及び事業税			522,813		695,208
法人税等調整額			30,682		22,977
当期純利益			1,184,778		1,480,946

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				770,000	770,000	770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）						
当期変動額合 計	-	-	-	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	20,518	20,518	20,518
当期変動額合 計	20,518	20,518	394,259
当期末残高	25,466	25,466	4,533,130

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当期変動額						
剰余金の配当				1,150,000	1,150,000	1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）						
当期変動額合 計	-	-	-	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	67,288	67,288	67,288
当期変動額合 計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	104,035	108,411
器具備品	143,638	177,083

2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金		
未払配当金	770,000	1,150,000
その他未払金	-	188

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 取締役会	普通 株式	770,000千円	31,970円	-	2023年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日 取締役会	普通 株式	1,150,000千円	47,747円	-	2024年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（ 2 ）	657,374	657,374	-
資産計	657,374	657,374	-

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（ 2 ）	590,360	590,360	-
資産計	590,360	590,360	-

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借

対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	750	750

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,546,149	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,194,368	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,618,849	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 株式 債券 その他	- - 147,960	- - 90,026	- - 150,462	- - 268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,034,755	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,702,469	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	4,148,794	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 株式 債券 その他	- - 12,783	- - 257,883	- - 167,593	- - 152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	462,624	194,750	657,374
資産計	-	462,624	194,750	657,374

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

投資有価証券	-	333,213	257,147	590,360
資産計	-	333,213	257,147	590,360

（２）期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	-	-
発行	-	-
決済	-	-
レベル３の時価への振替	-	-
レベル３の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397
購入、売却、発行及び決済		
購入	11,100	11,100
売却	100	100
発行	-	-
決済	-	-
レベル３の時価への振替	-	-
レベル３の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	257,147	257,147
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

（３）時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	286,209	330,000	43,790
	小計	286,209	330,000	43,790
合計		657,374	624,700	32,674

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	110,742	120,000	9,258
	小計	110,742	120,000	9,258
合計		590,360	456,668	133,692

5．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	208,284	245,172
退職給付費用	37,940	40,528
退職給付の支払額	1,052	28,325
退職給付引当金の期末残高	245,172	257,375

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375
退職給付引当金	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375

（３）退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	37,940	40,528

３．確定拠出制度

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当社の確定拠出制度への要拠出額	41,080	43,710

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	176,793	169,388
退職給付引当金	75,071	78,808
賞与引当金	62,912	56,746
繰延資産損金算入限度超過額	21,910	43,352
未払事業税	15,571	26,319

未払金否認	7,604	8,118
その他	7,100	7,165
繰延税金資産 小計	366,961	389,896
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	4,119	4,168
評価性引当額 小計	4,119	4,168
繰延税金資産 合計	362,842	385,728
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,240	40,937
株式譲渡損益	3,031	3,031
固定資産除去価額	222	131
繰延税金負債 合計	14,493	44,099
繰延税金資産の純額	348,349	341,629

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
期首残高	9,265	9,422
取得	-	-
時の経過による調整額	157	159
期末残高	9,422	9,582

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
投資信託事業（基本報酬）	6,264,984	8,199,234
投資信託事業（成功報酬）	3,029	134,447
投資顧問事業（基本報酬）	2,834,396	2,793,161
投資顧問事業（成功報酬）	2,449,080	3,324,047
合計	11,551,491	14,450,891

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

該当事項はありません。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （億円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	677,364	未払手数料	168,088

同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	176,500	未収運用受託報酬	96,493
-------------	-------------------	--------	-----	-------	---	----------------	----------------	---------	----------	--------

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注2）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	838,690	未払手数料	218,649
同一の親会社を持つ会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	-	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払（注2）	180,252	未払費用	171,632

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注2）委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

- （4）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額（円）	188,213.85	204,748.41
1株当たり当期純利益金額（円）	49,191.55	61,488.32

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益（千円）	1,184,778	1,480,946
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,184,778	1,480,946

期中平均株式数（株）	24,085	24,085
------------	--------	--------

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第40期中間会計期間 (2024年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		3,776,359
2 前払費用		101,733
3 未収委託者報酬		1,881,510
4 未収運用受託報酬		885,944
5 その他	1	5,724
流動資産合計		6,651,273
固定資産		
1 有形固定資産	2	41,741
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		542,225
(2) 長期差入保証金		173,961
(3) 繰延税金資産		343,198
(4) その他		31
投資その他の資産合計		1,059,415
固定資産合計		1,105,692
資産合計		7,756,965

		第40期中間会計期間 (2024年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		12,489
2 未払金		
(1) 未払手数料		640,510
(2) その他未払金		176,695
未払金合計		817,206
3 未払費用		588,234
4 未払法人税等		329,073
5 賞与引当金		125,130
6 役員賞与引当金		2,400
流動負債合計		1,874,533
固定負債		
1 退職給付引当金		280,746
2 資産除去債務		9,664
固定負債合計		290,411
負債合計		2,164,944
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,549,296
利益剰余金合計		3,549,296
株主資本合計		5,512,576
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		79,445
評価・換算差額等合計		79,445
純資産合計		5,592,021

負債・純資産合計		7,756,965
----------	--	-----------

(2) 中間損益計算書

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
営業収益			
1 委託者報酬		4,678,028	
2 運用受託報酬		1,628,384	6,306,413
営業費用			
1 支払手数料		1,921,904	
2 広告宣伝費		4,205	
3 公告費		200	
4 調査費		1,700,010	
(1) 調査費		769,941	
(2) 委託調査費		927,733	
(3) 図書費		2,335	
5 営業雑経費		84,240	
(1) 通信費		8,767	
(2) 印刷費		57,722	
(3) 諸会費		17,750	
一般管理費			3,710,561
1 給料		871,079	
(1) 役員報酬		34,822	
(2) 給料・手当		758,455	
(3) 賞与		77,801	
2 福利厚生費		130,329	
3 交際費		8,136	
4 旅費交通費		17,178	
5 法人事業税		29,270	
6 租税公課		4,312	
7 不動産賃借料		111,403	
8 退職給付費用		48,350	
9 賞与引当金繰入		125,130	
10 役員賞与引当金繰入		2,400	
11 固定資産減価償却費	1	10,571	
12 諸経費		261,182	1,619,343
営業利益			976,508
営業外収益			
1 受取配当金		4,824	
2 受取利息		0	
3 有価証券償還益		18,714	
4 雑益		468	24,007
営業外費用			
1 有価証券売却損		301	
2 為替差損		5,254	
3 事務過誤費		13,041	
4 雑損		58	18,656
経常利益			981,860
税引前中間純利益			981,860
法人税、住民税及び事業税			303,588
法人税等調整額			4,306
中間純利益			673,965

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当中間期変動額						

中間純利益				673,965	673,965	673,965
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動 額合計	-	-	-	673,965	673,965	673,965
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,549,296	3,549,296	5,512,576

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当中間期変動額			
中間純利益			673,965
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	13,310	13,310	13,310
当中間期変動 額合計	13,310	13,310	660,655
当中間期末残高	79,445	79,445	5,592,021

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5．収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

（２）投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

6．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

7．グループ通算制度の適用

グループ通算制度を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日)
1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動資産の「その他」に含めて表示しております。
2 有形固定資産の減価償却累計額	296,066千円

（中間損益計算書関係）

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産	10,571千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（2）	541,475	541,475	-
資産計	541,475	541,475	-

（1）「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（2）市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類して

おります。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	294,325	247,150	541,475
資産計	-	294,325	247,150	541,475

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

（２）期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	301	301
その他有価証券評価差額金	2	2
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	9,699	9,699
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
中間期末残高	247,150	247,150
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

（３）時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

１．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	（１）株式	-	-	-

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	343,507	216,968	126,539
	小計	343,507	216,968	126,539
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	197,968	210,000	12,032
	小計	197,968	210,000	12,032
合計		541,475	426,968	114,507

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,582千円
時の経過による調整額	81千円
中間期末残高	9,664千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
投資信託事業（基本報酬）	4,625,254
投資信託事業（成功報酬）	52,774
投資顧問事業（基本報酬）	1,628,384
合計	6,306,413

（セグメント情報等）

セグメント情報

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	232,178.58 円
1株当たり中間純利益金額	27,982.80 円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	673,965 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	673,965 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１） 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- （２） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- （３） 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４） 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５） 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる

おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１） 定款の変更

該当事項はありません。

（２） 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１） 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額

247,369百万円（2024年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２） 販売会社

名 称	資本金の額 （単位：百万 円）	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
楽天証券株式会社	19,495	

資本金の額は、2024年3月末現在

2【関係業務の概要】

（１） 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（２） 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

（１） 受託会社

該当事項はありません。

（２） 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙等に、ロゴマーク、キャッチコピー、図案、イラスト、写真、当ファンドの概略的性格を表示する文言等を記載することがあります。
- 2．金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 3．投資信託説明書（請求目論見書）の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
- 4．投資信託説明書（請求目論見書）の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
- 5．目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- 6．目論見書の表紙等に「金融商品取引業者登録番号」、「使用開始日」等を記載することがあります。
- 7．投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に信託約款を掲載することがあります。
- 8．目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 9．投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- 10．目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

独立監査人の監査報告書

2024年6月12日

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS O M P Oアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O M P Oアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている好配当グリーン・バランス・オープン of 2024年9月12日から2025年3月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、好配当グリーン・バランス・オープン of 2025年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S O M P Oアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。